

監査公告第 14 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 4 年 12 月 26 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

総務部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・要綱等の公表などの取扱いについて、次のとおり意見を付す。

条例規則以外の要綱要領等は、かつてデータベース形式で管理し市民に公表されていたが、現在は一部を除いて多くが非公表の扱いとなっており、適切な運用がなされていない。諸事情も考慮しながら個別に指摘してきたが既に4年経過している。

市民に対して、助成金や補助金の制度や手続きを知らせるものなど、重要なものは早急な改善が必要である。

今般、担当課自ら年度内を目途に対応する旨の説明があったが、各部署で必要に迫られてホームページに掲載している現状の運用も考慮し、すみやかに全庁的なルールを策定し、市民への適正な情報発信に努めてもらいたい。

対 応

要綱等については、個々の事務事業の担当課において、市のホームページ上の市民等への周知記事に当該事業に係る要綱等をPDF形式で掲載しております。

今後は、市民にとってより分かりやすい形での周知となるとともに内容を適切に更新していくことに留意する中で、その管理方法の全庁的な共通の取扱いを図っていくこととしております。

監査意見

- ・DV被害等に関する相談・対応の体制について、次のとおり意見を付す。

窓口課や子育て応援ステーション、地域包括支援センターなど複数の窓口において、それぞれの相談・対応体制がとられている。このような中で、行政

まちづくり課の役割はそれぞれ複数部署を牽引しながら、共通認識を高め、最悪な事態を防ぐことにあるとの説明があつたが、今年度、関係部署との連絡会議すら開催していないとの事である。各部署の人員は毎年変わり、連携体制の維持は日常的な努力が必要である。すみやかに実施し、改めてその役割の認識を高めてもらいたい。

対 応

関係部署との連絡会議を主催し、DV等被害相談者への円滑な対応や支援ができるよう、連携体制の維持に努めてまいります。

監査意見

- ・家屋調査の実施方針について、次のとおり意見を付す。

昨年度指摘した既存家屋現地調査については、今年度に人員体制も整い年間の事務サイクルを机上調査、現地確認、再評価作業など一連のものと位置づけ、通年で継続して実施し、概ね10年程度で市内一巡するとの説明であつた。令和4年度は20地区1,441戸を対象とし既に4地区終了とのことだが、これから先の業務手順も多く期間も長いため、円滑な実施を担保するには進捗管理が重要である。税の適正課税の観点から、定期的に進捗報告を求めるので、今後の適切な実施と管理をお願いしたい。

対 応

既存家屋調査については、実施方法に関して常に効率化に努めながら、適宜進行管理を行い実施していく予定である。